

令和5年度  
おかえりプロモーション企画運営業務

業務仕様書

令和5年3月  
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度おかえりプロモーション企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

お盆及び年末年始に帰省する県外在住の本県出身者に対して、「いわてで働く魅力」や「Uターン就職に関する支援体制・制度」などに関するプロモーションを実施し、本県へのUターンを力強く働きかけること。

特に、県就職情報マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」（以下、「シゴトバクラシバいわて」という。）を中心とした「Uターン就職に関する支援体制・制度」の周知を行うことで、プロモーション実施後の支援対象者やUターン就職者数を増やすこと。

なお、プロモーションの実施にあたっては、県が本事業とは別に実施する「シゴトバクラシバいわて登録促進プレゼントキャンペーン」の情報も発信すること。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

令和5年度おかえりプロモーション企画運営業務

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (3) 委託上限額

9,589千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 主な業務

- ① 盛岡駅（駅ビルフェザン含む）でのPR活動
- ② マスメディアを使った宣伝
- ③ ウェブ広告

### (5) 発信する主な内容

- ① 「シゴトバクラシバいわて」
- ② 移住相談窓口
  - ・ 「岩手県U・Iターンセンター」
  - ・ 「いわてU・Iターンサポートデスク」
  - ・ 「いわて暮らしサポートセンター」
- ③ 岩手県移住支援金
- ④ その他 「シゴトバクラシバいわて登録促進プレゼントキャンペーン」（県実施分）

### (6) プロモーション実施時期

- ・ 第1期（お盆）：令和5年8月から9月
- ・ 第2期（年末年始）：令和5年12月から令和6年1月

### 3 業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

#### (1) 盛岡駅（駅ビルフェザン含む）でのPR活動

##### ① 業務の概要

帰省者に対して、本県へのUターンを働きかけるため、JR盛岡駅（駅ビルフェザン含む）でのPRブース設置や広告掲出を実施するとともに、新幹線車内誌に広告掲載すること。

##### ② 業務内容

ア PRブースは、第1期・第2期ともに5日間程度設置し、「県職員（1～2名程度）」「受託者（管理者1名以上）」「県が設置する移住相談窓口の相談員（所要の人数を県が調整）」が対応することとし、実施日程や設置場所等を具体的に提案すること。なお、設置場所は、多くの帰省者が往来し、立ち寄りやすい場所が望ましい。

##### <参考イメージ>

	内容
面積	10 平米以上
時間	午前 10 時から午後 17 時
内容	広告物の設置、資料等の配架・配布、「シゴトバクラシバいわて」への登録促進活動（呼びかけ、登録の働きかけ）

イ PRブース自体をひとつの広告塔と見立て、必要な装飾等（バックボードパネル等でも可能）を行うこと。所要の数量の広告物を制作し、設営・撤去を行うとともに、2期にわたって利用するものはその管理を行うもの。PRブースでの新規登録者数の目標は2期合計80名とする。

ウ 駅構内にポスター等を掲出することとし、具体的な掲出場所等を提案すること。掲出場所は、本事業の対象者である帰省者（新幹線乗降者）の導線上にあり、その者の視線に入りやすい場所とすること。また、実施にあたって必要な数量の広告物を制作し、設営撤去を行うとともに、2期にわたって利用するものはその広告物の管理を行うこと。

エ 新幹線車内誌「トランヴェール」へ「中面1ページカラー」1回以上の広告掲載を実施すること。

オ PRブース等で配付する「チラシ」を、3,000枚（1期あたり1,500枚）以上制作すること。なお、その内容は、プロモーション内容をまとめたものとし、上記2(5)の内容を盛り込むこと。

#### (2) マスメディアを使った宣伝

##### ① 業務の概要

帰省者及びその家族（県民）に対し、上記2(5)の内容の周知や、岩手へのUターン就職の機運を高めるため、マスメディアを活用した宣伝を実施すること。

##### ② 業務内容

- ア 各期ともに、岩手日報誌面へ広告を1回以上掲載することとし、時期等について提案すること。
- イ 各期とも県内テレビ局で「ミニ番組」、既存番組内の「専用コーナー」等を制作し、放送することとし、放送枠や放送内容等を具体的に提案すること。複数回の放送となることが望ましい。
- ウ 各期ともに、県内テレビ局等へのメディアキャラバンを実施すること。

### (3) ウェブ広告の実施

#### ① 業務概要

岩手県へのUターン転職を検討中の主に社会人に対して、「シゴトバクラシバいわて」の認知度を向上させ、登録につなげるためのウェブプロモーションを実施すること。

#### ② 業務内容

ア 「シゴトバクラシバいわて」の認知度を向上させ、登録につなげるための効果的なウェブプロモーション（検索連動型広告、バナー広告、SNS広告など）を提案すること。なお、提案内容には、プロモーションの手法、実施時期、クリック数や登録数などの成果予測を含めること。

イ なお、県としては、本業務による「シゴトバクラシバいわて」の新規登録者数を300名以上確保すること目指しており、その達成に資する内容を検討すること。

### (4) 効果分析・実績報告

- ① 当該事業で作成した資料一式を提出すること。
- ② 報告書では、本業務による広告効果等の測定・分析を行い、県に書面で報告するとともに、次年度以降の改善案等を提案すること。
- ③ 県や関係機関等との協議を行った際は、会議録を作成し、提出すること。
- ④ その他、県が指示するものを提出すること。

### (5) 自由提案

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、その内容を記載すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、2(3)委託料の上限額の範囲内とする。

### (6) 留意事項

- ① 県が独自で実施する「シゴトバクラシバいわて登録促進プレゼントキャンペーン（期間：令和5年8月～9月、令和5年12月～1月。内容：シゴトバクラシバいわて新規登録者の中から抽選で景品をプレゼント（予定）」の事務局は、県定住推進・雇用労働室に設置するものとし、問い合わせ等への対応や、プレゼント発送等の当該キャンペーンに係る経費は県が負担する。
- ② 各業務や各種広告物等については、原則として2回以上、県との協議する場を設けること。
- ③ 各業務については、第1期の実施終了後に、第2期に向けた改善等に関する

県との協議の場を設けること。

#### 4 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

- (1) 上記「3 業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る企画等の提案
- (2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- (3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）
- (4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

#### 5 企画提案書の書式等

- (1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめることとし、10部提出すること。
- (2) 提出する企画提案は各者1案までとする。
- (3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等については返却しない。

#### 6 契約に関する条件

##### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

##### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

##### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項につ

いて必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

#### (7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

## 7 その他留意事項

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の情勢等を踏まえ、中止又は代替措置の実施を指示することがある。なお、その対応により発生した費用については、委託料に含めることができる。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。